

【別表】平成26年税理士法改正に伴う日税連及び税理士会の諸規則変更の概要

諸規則の名称		主な変更点	変更（予定）日	施行日
日税連関係	日本税理士会連合会会則	○租税教育事業の実施に関する規定を追加 ○新規・変更登録に関する指導・助言の権限を明記 ○税理士証票の定期交換義務を明記 ○税理士事務所等の設置基準を明記 ○研修受講を義務化 ○税務支援の従事拒否の禁止を明記	平成26年10月15日	平成27年4月1日
	税理士登録事務取扱規程	○新規・変更登録に関する指導・助言の権限を明記 ○税理士証票の定期交換手続に係る規定・様式を新設	平成26年9月4日	
	税理士登録等手数料取扱規程	○税理士証票の定期交換に係る手数料を明記		
	税理士法人届出事務取扱規程	○変更届出書を提出しない法人に対する指導・助言の権限を明記		
	租税教育等に関する規程（新設）	○日税連が行う租税教育等に関する施策の詳細を規定		
	税理士等の情報の公開に関する規程	○業務停止の懲戒処分の上限が2年に延長されたことに伴う文言修正		
	税理士等の情報の提供に関する規程	//		
税理士会関係	〇〇税理士会会則（標準会則）	○租税教育事業の実施に関する規定を追加 ○日税連会則に合わせ、非税理士との提携禁止、名義貸しの禁止、名称の使用制限に関する規定を新設 ○税理士事務所等の設置基準を明記 ○税理士証票の定期交換義務を明記 ○新規・変更登録に関する指導・助言の権限を明記 ○研修受講を義務化 ○税務支援の従事拒否の禁止を明記	平成26年9月4日 ※税理士会での変更は今年度中の臨時総会	※各税理士会会則は平成27年4月1日
	〇〇税理士会綱紀規則（準則）	○税理士事務所等の設置基準を明記 ○所属税理士が自ら業務の委嘱を受ける場合の手続きを明記 ○税務支援の従事拒否の禁止を明記 ○研修受講を義務化		※各税理士会綱紀規則は平成27年4月1日
	〇〇税理士会会員の情報の提供に関する細則（準則）	○業務停止の懲戒処分の上限が2年に延長されたことに伴う文言修正	平成26年9月4日 ※税理士会での変更は今年度中の臨時総会・理事会	※各税理士会規則・細則は平成27年4月1日
	〇〇税理士会租税教育等に関する細則（準則）	○税理士会が行う租税教育等に関する施策の詳細を規定		
今後予定	日税連及び各税理士会の研修関連諸規則	○研修受講義務化に伴う制度の抜本的見直し	○日税連の諸規則は平成27年4月前後 ○税理士会の諸規則は平成27年6月前後	未定
	各税理士会の滞納会費の整理に関する諸規則	○会費滞納者に対する支払督促・法的措置等の手続の全国統一化	○日税連の諸規則は平成27年3月前後 ○税理士会の諸規則は平成27年6月前後	
	日税連及び各税理士会の会費滞納者の処分に係る諸規則	○会費滞納者に対する税理士会の処分手続の全国統一化 ○懲戒処分の対象となる悪質な会費滞納に該当するか否かの審査手続等について規定	○日税連の諸規則は平成27年4月前後 ○税理士会の諸規則は平成27年6月前後	
	所属税理士制度に関するQ & A（仮称）	○所属税理士が自ら業務の委嘱を受ける場合の疑問点・留意事項等について明記		